

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が 690 万円以上の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の被保険者がいる方。
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上 380 万円未満の被保険者がいる方。
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がおらず、下図フローチャートの基準を満たす方 または、基準収入額適用がされた方 ※1
1割	一般Ⅰ	いずれの区分にも該当しない被保険者
	低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）
	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円である世帯に属する方 ※2 または、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者である方

※1 基準収入額適用の対象者は現役並み所得者で下図フローチャートにて1～2割に判定される方になります。

※2 公的年金等控除額を80万円、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算します。